

# 答 申

## 第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和4年9月26日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「行事の後援承認申請書及び報告書（〇〇〇（A）」の一部を不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 請求対象文書及び決定の内容

- 1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容  
行事の後援承認申請書及び報告書（〇〇〇（A）」
- 2 不開示とした部分  
別表のとおり

## 第3 審査請求の趣旨及び理由

### 1 趣旨

実施機関が、令和4年10月5日、「こ政第246-2号」により審査請求人に対してした「行事の後援承認申請書及び報告書（〇〇〇（A）」の一部開示決定を取消し、対象文書の下記の2か所の開示を求める。

- (1) Aの代表者、●●●の住所の開示
- (2) 会長プロフィールの氏名及び文書の開示

対象文書は、鹿児島市が、B（C）の関連団体（A）が主催する「〇〇〇」（令和3年12月19日開催）を後援していたことを指摘し、後援の取消しを求めた際、こども未来局から、私たちの市議団に対し提出された、Aが、鹿児島市に後援申請を行なった際の申請書類一式である。

しかし、申請書類の内容が、一部不開示であったため、改めて開示請求を行なったところ、一部開示という同様の決定であったため、この度、これを不服とし、開示を求めるため、審査請求を行ったところである。

### 2 理由

- (1) 保護すべき個人情報とは言えないこと

ア 後援を取り消した経緯に関する質問に対して、「〇〇〇」の主催はA、共催はDであり、申請日は令和3年11月30日、承認日は同年12月3日。行事終了後、一連の報道等から宗教団体の関連団体が主催などであったため後援承認基準に抵触するとして取り消したものでございます。」と答弁（こども未来局長）

イ 後援申請が行われたとき行事とCの関連団体との関係性についてどのように審査したかの質問に対して、「後援に当たりましては、書類審査のみでなく、申請者に対して行事の趣旨や内容、主催団体の概要等の聞き取りを行ったほか、主催団体についてはインターネットで検索を行った」、また「後援取消しに当たり主催団体に連絡した際、お触れの団体との関係性について特に異論はなかったところでございます。」と

答弁（こども未来局長）

ウ こども未来局が承認した〇〇〇の主催団体のAは、Eの定款によると地方の支部に当たると思うが、当局が主催団体の場所、住所を開示しない理由と開示を求めることへの見解についての質問に対して、「〇〇〇の申請書に記載の住所につきましては、代表者個人の住所である可能性があり、個人の権利利益を害するおそれがあるとして開示しなかったところであり、個人情報に該当する可能性がある中においては開示は困難である。」と答弁（こども未来局長）

さらに、〇〇〇については主催者に個人の住所であるのか否か確認をすべきではないですか。Aの規約を確認すれば分かることですのでの再質問に対して、「団体の住所につきましては、団体が法人登記を行い公示している情報と合致する場合や団体自身が公表している資料等で当該住所を何人も知り得るような場合などに開示しており、主催団体に確認は行わなかったところでございます。」と答弁（こども未来局長）

エ 今回の当局の誤りは、市当局にCに対する十分な問題意識があれば防げたと思う。従って、後援を当局が承認したことはCに対する問題認識の欠如が原因ではなかったかと考えるため、見解を求めたところ、「今回の後援に当たりましては、お触れのこととも一因であったと考えております。」と答弁（こども未来局長）

オ 本市の後援取消を踏まえた今後の市政運営について下鶴市長の見解を求めたところ「お触れの団体につきましては、一連の報道等から社会的に問題が生じていると認識しているところであり、今回の一連の後援取消を踏まえ、今後とも政治的な中立性を確保する政教分離の原則に十分配慮しながら市政運営に当たる」との市長答弁が示された。

以上が、令和4年第3回定例会（9月21日）の個人質疑での本件に係る内容であるが、主催団体のAが、Cの関連団体であることを認めた点は重要な点である。従って、下鶴市長もCとその関連団体に対し「社会的に問題が生じている」との認識を示している下で、Aの代表者の住所等を、「保護すべき個人情報」として、不開示にする決定は、市民の理解を得られない処分であると言わざるを得ない。

(2) 実施機関は、一部不開示の理由として、鹿児島市情報公開条例第7条第2号に該当するとし、「当該個人の権利利益を害するおそれがあるため」としているが、この点について、3点、意見を申し上げる。

第一に、後援申請の際、「A 代表者 ●●●」とは別の担当者が代理で手続きにきているが、行事の主催が団体として受理されている以上、団体の代表者の住所を、なぜ「個人の住所である可能性」があると考えなのか、明らかでない。

そもそも、本市の後援承認基準では「個人が主催するもの」は該当しないことになる。従って、団体として申請している以上、代表者の住所は団体の住所であると考えべきである。

もちろん、団体の住所が、個人の自宅の住所であることも想定されるが、その団体の構成員の中では、対外的には、代表者の住所が団体の住所として確認されているからこそ、申請書に住所が書かれているわけである。「個人の住所である可能性がある」とする実施機関の前提条件が、そもそも間違った判断だと言わざるを得ない。

第二に、代表者の住所が、「個人の住所である可能性がある」と考えられるならば、

なぜ後援申請の際、その点を、主催団体に確認しなかったのか。

申請書類には、Aの全国組織である「E定款」が添付されており、その定款第19条の2項では、「日本における本会の組織は、2、地方組織の組織及び運営に関する細則は、連合会や支部ごとに定める」とあり、後援申請した「A」はその地方組織にあたり、代表者の●●●氏は、申請資料の中では、「F事務局長」として紹介されている。

実施機関は、「団体自身が公表している資料等」の中で、代表者の住所が公開されていれば、住所を開示することは可能だが、Aが提出した資料の中には無かったので開示できないとの見解を示している。

しかし、この見解は、後援申請の際の実施機関による書類審査が不十分であったことに起因する見解であり、根拠にはならない。

そもそも後援申請の書類一式は、公文書であり、情報公開の請求に応じる場合があることが想定されなければならない。今回、実施機関が、団体の代表者の住所の不開示を決定したことは、「団体の所在地を、情報公開で社会的に明らかにしない」という判断が下されたことを意味する。

実施機関は、後援申請の際、全国組織の定款以外に、主催団体であるAの会則等の資料が添付されていないことに気づいたはずであり、その資料を要求すれば、代表者(F事務局長)の住所が記載されていたことが考えられる。そうであるならば、代表者の住所は開示できたことになる。

事実、他のCの関連団体の主催で、同様に後援取消しが行なわれた「○○○」や「○○○」の主催団体の代表者の住所は開示されているからである。

従って、実質、後援申請の際の実施機関による書類審査の不備が原因で、代表者の住所等の不開示が決定されたことは、「市民の市政に対する理解と信頼」が損なわれ、「市民の知る権利」が尊重されない決定であると言わざるを得ない。

第三に、Gの会長プロフィールの氏名と紹介欄の内容が不開示となっているが、その理由が明らかにされていない。そもそも、この箇所を開示することがなぜ「当該個人の権利利益を害するおそれがあるため」と判断されたのか、理解できない。

Gは、主催団体のAの全国組織である。後援申請の際、市当局は、「主催団体をインターネットで検索した」と答弁しているが、現在でも、インターネットを検索すると、Gの公式サイトが表示され、申請書類で紹介されている文章も掲示されている。

また、Gの創設として紹介された文章の「●●●・●●●の両総裁」という箇所をみても、市職員は、Cとの関係性を認識することができなかったのかもしれない。

如何に、長年に亘る人権侵害を行なっているCについて、市職員の問題認識が欠如していたかを示す点でもある。

従って、この不開示の箇所は、AとCとの関係性を把握する上で重要な箇所と思われるので、開示すべき情報と考える。

- (3) 鹿児島市情報公開条例第7条第2号のイ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にあたることを考えることから、2点、意見を申し上げる。

第一に、Aの所在地を知ることにより、B(C)が、自らの目的を達成するために、青年学生の活動を通じて、本市の児童・生徒の将来に与える悪影響を防止することにつ

ながると考えるからである。

申請資料の中に、Aの青年学生の活動として、懸念される記述が見られる。「今年の3月から、子ども食堂のボランティアを始めました。これまで\*\*\*子ども食堂さんを始め、\*\*\*さんでボランティアをさせていただきました。」との記述である。

私は、ボランティア活動そのものは、自発的な意志にもとづく善意な活動として否定しないが、Cは、Hのような多くの関連団体をつくり、環境問題やボランティア活動を通じて、様々な人とつながる中で、マインドコントロールの手法等を用いて「信者」にしていくことが、Iが、長年取り組んできた裁判の中で明らかにされている。

反社会的カルト集団の特徴は、自らの正体を隠して、対象者に接近していくことが目的である。そのことを認識していなかったため、市や県は、行事を後援し、お墨付けを与えてしまったわけである。また〇〇〇では、衆議院議員も挨拶しており、Cと政治家との癒着が、大きな社会的な問題となっている。

従って、Aの所在地等を把握することにより、市民への啓発を行なうことができるようになり、「公正で開かれた市政の推進に資する」ことになると考える。

第二に、去る12月10日、国会で、Cの被害者を救済するための「被害者救済法」が成立した。同法によって、長年にわたり、Cとその関連団体によってひき起こされてきた様々な人権侵害は、今後、司法の場で、法的救済の対象となる。

従って、Aの所在地及びGとの関係性を示す資料を不開示にすることは、「人の生命、健康、生活又は財産」を侵害することにつながりかねない危険性を孕んでいると言わざるを得ない。実施機関による「当該個人の権利利益を害するおそれがある」という判断が優先されるべきではないと考える。

以上、開示の必要性について意見を申し上げたが、本市の情報公開条例第7条では「開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない」と規定し、本来、開示することが大原則である。実施機関が「当該個人の権利利益を害するおそれがある」との理由で不開示にするならば、どのような権利利益を害することになるのか、明らかにして頂きたいと思う。

実施機関が、大きな社会問題となっているCの関連団体の所在地等を明らかにしない立場を続けるのであれば、情報公開条例の目的である「市民の市政に対する理解と信頼」を得られないと言わざるを得ない。ぜひ審査請求人の請求を、承認するようお願いする。

### 3 反論書における主張要旨

第一に、本市の後援承認基準では「個人が主催するもの」は該当しないことから、「団体」として申請している以上、代表者の住所は、団体の住所として認識することが当然であるとする審査請求人の主張に対する弁明にはなっていない。

主催団体は「法人登記を行っていない任意団体」であり「当該団体の規約は存在せず上部組織のものが存在する」から、「後援申請書の受領時点では、団体の所在地の記載を求めれば足りたことから・・・個人の住所であるか否かを確認する必要はなかった」と弁明しているが、令和4年第3回定例会の質疑（令和4年9月21日）で「主催者に個人の住所であるのか否か、確認をすべきでないか」の審査請求人の質問に対し、こども未来局長は「団体が法人登記を行い公示している情報と合致する場合や団体自身が公表している資料等で当該住所を何人も知り得るような場合などに開示しており、主催団体に確認

を行わなかった」と答えている。

当局は、後援申請の際、当該団体の規約が存在しないことを理由に、代表者の住所が個人の住所か否かを確認する必要は無かったことを正当化しているが、その事が、代表者の住所を個人の住所か否かを判断する理由にはならない。「規約」が存在しなくても、後援申請の際、代表者の住所が、上部団体とその関係において、対外的にAの団体の住所か否かを確認することは可能であり、これを怠ったことは、後援申請時の当局の書類審査の不備を示すものである。

また、審査請求人が情報開示を求めている主催団体の代表者の「住所」を、「団体の所在地」に言い換えて正当化していることは詭弁であり問題である。

後援申請書等は、公文書であり、市民の情報公開請求に対して、本市の条例に基づいて最大限応えなければならない性格をもつ文書である。しかし、市当局は、「後援に当たりましては、書類審査のみでなく、申請者に対して行事の趣旨や内容、主催団体の概要等の聞き取りを行ったほか、主催団体についてはインターネットで検索を行った(こども未来局長答弁)」にもかかわらず、主催団体がCの関連団体であることを認識しなかったことにより、本市の後援承認基準に抵触し、後援を取り消すことになった。

従って、今回の情報の「不開示」は、後援申請時の当局の審査の不備の結果もたらされたものであることから、審査請求人は、情報の開示を求めるものである。

第二に、Aの上部団体であるEの会長の氏名やプロフィールは、インターネット等で公表されている事実もないので開示できないと弁明されているが、インターネット等で一部公表されていることから開示されるべきである。

第三に、市当局は、Aの代表者の「住所」の開示請求に対して、本市の情報公開条例第7条第2号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当しないとし、当該情報を開示しないことによって、現実にかつ将来も、「人の生命等が侵害される蓋然性が高いと認めることはできない」と断定しているが、後援申請の際、Cとの関係性を認識できなかった自らの誤りに対する反省もなく、Cが、長年に亘り、そして現在も、数々の人権侵害を行っていることに対する認識が欠落している「弁明」である。

従って、Aは、インスタグラム等で子ども食堂等のボランティア活動をアピールしており、審査請求人は、これらの活動が、様々な人権侵害に発展していくことを強く懸念していることからAの所在を社会的に明らかにしていくことが人権侵害の防止につながっていくものと考ええる。

なお本年1月5日、Cの被害者救済のための「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」が施行された。また法務省では、昨年11月14日から、「□□□」を設置し、その相談結果を公表している。この相談状況の分析結果からも、Cによる人権侵害は、全国的な問題であると同時に、本県、本市においても同様の問題が潜在していると認識すべきであると考ええる。

#### 第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

##### 1 Aの代表者、●●●の住所の開示について

本件審査請求に係る対象公文書の提出者であるAは、法人登記を行っていない任意団体

であり、当該団体からの後援申請の際、団体規約等の提出を求めたところ、当該団体の規約は存在せず上部組織のものが存在するとのことで、上部組織であるEの定款及びAの役員名簿等を後援申請書類として受理したところである。

審査請求人が開示を求めている住所については、後援申請書の受領時点では団体の所在地の記載を求めれば足りたことから、記載された当該住所地について個人の住所であるか否かを確認する必要はなかったところである。後日、後援申請に係る開示請求がなされ、開示内容を精査する中で当該団体が任意の団体であったことから、記載の住所が代表者個人の住所でもある可能性が否定できないと判断し、これを公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、鹿児島市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき不開示とした。

また、団体自身がインターネット等において当該住所を公表している事実もないため、条例第7条第2号ただし書アにも該当しない。

## 2 会長プロフィールの氏名及び文書の開示について

審査請求人が開示を求めている情報は、E会長の氏名及びプロフィールであり、プロフィールには生年、出身地、家族構成等が記載されている。これらの情報は、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、鹿児島市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき不開示とした。また、団体自身がインターネット等において会長の氏名及びプロフィールを公表している事実もないため、条例第7条第2号ただし書アにも該当しない。

## 3 条例第7条第2号ただし書イの該当性について

審査請求人は、1、2の情報が、条例第7条第2号ただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張するが、当該情報を開示しないことによって、現実に人の生命等に侵害が発生しているか、将来これらが侵害される蓋然性が高いと認めることはできないことから、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。

以上のことから、本件処分は妥当であり、本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきである。

## 第5 審査会の判断等

### 1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

### 2 審査会の判断

#### (1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和3年11月30日付で任意団体である「A」（以下「本件団体」という。）から実施機関に提出された、「〇〇〇」（以下「本件行事」という。）の「行事の後援承認申請書」一式（以下「対象公文書1」という。）及び本件行事の実施後に本件団体から提出された本件行事の実施に係る「報告書」（以下「対象公文書2」という。）である。

(2) 条例に規定する不開示情報について

条例第7条第2号

条例第7条第2号本文は、個人識別情報に加え、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。また、同号ただし書アでは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を、同号ただし書イでは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（以下「生命等保護情報」という。）を例外的に開示する旨が規定されている。

(3) 本件処分の妥当性について

対象公文書1及び対象公文書2を構成する文書ごとに検討する。

ア 行事の（後援・共催）承認申請書（様式第1）

(ア) 団体の住所

実施機関は、記載されている住所は、後援承認申請書の受領時点では団体の所在地の記載を求めれば足りたことから、記載された当該所在地について個人の住所であるか否かを確認する必要はなかったが、開示請求がなされ、開示内容を精査する中で当該団体が任意の団体であったことから、記載の住所が代表者個人の住所である可能性が否定できず不開示としたとしている。

審査請求人は、当該住所を、団体としての申請である当該申請書に記載している以上「団体の住所」であると考えべきであると主張しており、形式的には、行事の後援・共催承認申請は団体のみに認められた申請で、「団体に関する情報」として取り扱う余地があるとも考えられるが、法人格のない任意団体において、便宜的に団体の所在地として代表者個人の住所を記載することはまま見られることであり、この場合においては、当該住所に関する情報は「団体に関する情報」という一面も有しているが、同時に「団体の構成員の個人に関する情報」という一面も有しており、「個人に関する情報」に該当しないとは言えない。

当該住所が確実に個人の住所であるとの証拠はないが、記載されている住所が個人の住所であった場合は、当該住所に関する情報は条例第7条第2号に該当することは明らかであり、個人情報一度開示されると当該個人に対して回復しがたい損害を与えることから、最大限に尊重するという観点からすると、実施機関が当該住所を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして不開示としたことについて、特段不合理な点は見受けられない。

また、審査請求人は当該情報が第7条第2号ただし書イに該当する旨を主張するが、疎明された内容からは、本件団体は特定の宗教団体の関連団体であること、他都市において関連する団体がボランティア登録を取り消されたことなどは分かるが、本件団体の住所を公開しないことで当該宗教団体による被害が拡大される蓋然性があるとまでは判断することはできず、開示決定時及び現時点においてただし書イに該当するとは言えない。

(イ) 担当者、連絡先及び当日の連絡先

この部分は、申請に係る担当者の氏名、当該担当者の連絡先及び本件行事当日の連絡先として、申請に係る担当者とは別の者の連絡先が記載されており、これらの

情報はいずれも個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当である。

イ 暴力団排除に関する誓約・同意書

当該文書中にも、団体の住所が記載されており、条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当である（理由はア(ア)に同じ。）。

ウ 大会企画書

(ア) 本件団体の活動の様子を紹介する写真

本件団体の活動の様子を紹介する写真のうち、本件行事で登壇する講師の顔写真を除き、不開示としており、個人を識別できる顔写真であることから、条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当である。

(イ) 問い合わせ先

本件団体事務局長の携帯電話の番号であり、条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当である。

(ウ) 「G」会長プロフィール紹介欄

この部分は、本件団体の上位団体である「G」の会長のプロフィールを紹介する情報が記載されており、顔写真、氏名、経歴、家族構成及び信条に関する情報を不開示としている。不開示部分のうち、顔写真を除く部分は、審査請求人が開示を主張している情報である。同団体は、法人格を持たない任意の団体であり、実施機関が確認したところによると、同団体がインターネット等で会長の顔写真、氏名、経歴、家族構成及び信条に関する情報を公開している事実はないとのことであるため、これらは個人に関する情報であり、慣行として公にされているものでもなく、条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当である。

(エ) 本件行事「特別講演」及び「基調講演」担当講師プロフィール紹介欄

本件行事で登壇する講師のプロフィールの紹介文中、インターネット等で公になっていない情報を不開示としている。当該情報は条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当である。

(オ) 本件行事のスピーチ発表者紹介欄

本件行事中に登壇し、スピーチを行う者の紹介文中、現在の所属学校名及び年齢を不開示としている。これは、個人に関する情報であり、公にされていないため、条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当である。

エ E定款

本件団体の上位団体である「E」の定款のうち、同団体の会長、副会長及び事務次長の氏名を不開示としており、会長の氏名について、審査請求人が開示すべきと主張しているが、条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当である（理由はウ(ウ)に同じ。）。

オ A名簿

本件団体事務局長及びインターネット上で動画が配信された本件行事において登壇した発表者を除き、その氏名を不開示としており、不開示部分について条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当である。

カ ○○○報告



本件行事の実績報告書のうち、応募された写真を不開示としており、これは特定の個人を識別することができる顔写真であり、条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張を行っているが、これらはいずれも、審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和5年3月14日	実施機関からの諮問を受けた。
令和5年3月24日 (第4回審査会)	諮問の審議を行った。
令和5年4月13日	開示請求人(審査請求人)から口頭意見陳述の申立てがなされた。
令和5年5月30日 (第1回審査会)	開示請求人(審査請求人)からの意見聴取を行った。 諮問の審議を行った。
令和5年7月14日 (第2回審査会)	諮問の審議を行った。
令和5年8月23日 (第3回審査会)	答申案の審議を行った。